

福岡市若者のぷらっとホームサポート事業補助金 ～ 令和4年度の主な改正点について ～

福岡市若者のぷらっとホームサポート事業補助金につきましては、令和4年4月1日付けで交付要綱の一部改正を行いました。

主な改正点は、下記のとおりです。補助金の申請にあたってはご注意ください。
※詳細は、「若者のぷらっとホームサポート事業補助金 募集要項」及び「若者のぷらっとホームサポート事業補助金 交付申請の手引き」をご確認ください。

【補助金を申請できる団体について】

○対象団体の拡大

これまで、「中高生を中心とした若者の非行防止・健全育成を目的とした団体」で、かつ「NPO 法人」または「ボランティア団体」のみに限定していましたが、その他の法人等でも申請ができることとしました。

○市税の納付状況に係る要件の追加

市の方針に倣い、新たな要件として「本市の市税に係る徴収金を滞納していない」ことを追加しました。

※法人、企業等が本補助金を申請する場合は、「市税に係る徴収金に滞納がないことを証明する書類」の提出が必要となります。

【備品購入費の取扱いについて】

○備品購入費の定義の変更

【備品購入費 A】 価格が1万円以上かつ耐用年数が2年以上のものの購入費 ※従来の「備品購入費」
【備品購入費 B】 価格が1万円未満でも備品として取り扱うもの(表で定める)の購入費 ※今回追加

○価格が1万円未満であっても備品として取り扱う家電の種類追加

これまで、備品として取り扱う1万円未満の家電類については「調理に使用する」ものに限定していましたが、活動に必要な家電類については全て備品として取り扱うこととしました。

○開設経費補助における備品購入費の上限額の撤廃

開設経費補助のうち備品購入費について、これまで補助上限額を3万円としていましたが、これをなくし、上限額 10 万円以内であれば工事請負費と備品購入費の内訳を問わないこととします。

○事業経費(運営費)補助の対象に備品購入費 B を追加

これまで備品購入費については全て事業経費補助の対象外としておりましたが、備品購入費のうち「備品購入費 B(価格が1万円未満であっても備品として取り扱うもの)」については事業経費補助の対象とすることとしました。

【補助上限額の減額について】

これまで運用で行っていた、ひと月の事業実施回数が申請時の事業計画書で定めていた開催頻度に満たない月がある場合の補助上限額の減額について、要綱にて、減じる額等を明確に定めました。(災害等のやむを得ない事情がある場合は、この限りではありません。)